

平成 23 年度第 6 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会
議事要旨

- 1 日 時 平成 23 年 10 月 4 日（火）午後 2 時～ 2 時 20 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席委員
津田副市長、河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、久保人事課長、
上田政策企画課長、秋元財政課長、乾教育政策課長、染川こども政策課長、
佐藤子育て支援課長、森岡保育課長、
- 4 傍聴者 1 名
- 5 案 件
(1) 茨木市立保育所の民営化について
(2) その他

6 発言要旨

- 事務局： それでは、定刻前でございますが、始めさせていただきます。
本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
これより、平成 23 年度第 6 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会
を開催いたします。この委員会は原則、公開としておりますので、す
でに傍聴者の方に来場していただいておりますので、よろしく願いたし
ます。
これより議事進行につきましては、民営化庁内検討委員会設置要綱第
3、第 2 項に基づきまして、津田副市長にお願いいたします。
よろしく申し上げます。
- 委員長： 本日の案件といたしましては、「茨木市立保育所の民営化について」
でございます。
本市では、これまで、8 か所の公立保育所の民営化を実施してまいり
ました。今年の 8 月には、これまでの民営化事業評価を実施いたしまし
た。また、報告書として取りまとめ、議会においてご議論をいただき、
現在、ホームページにも公表しているところであります。

そこで、民営化事業評価の結果を踏まえて、今後、民営化事業を継続するのか、どうするのかということについて、ご議論いただくことで、進めたいと思います。

それでは、事務局から民営化事業の方向性の案について、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、別紙「決定事項について（報告）」（案）に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、先程、委員長も申しておりましたが、平成23年8月に「茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書」を決定しております。

この報告書を取りまとめるにあたりましては、民営化基本方針に基づき、民営化事業の効果と過程を踏まえつつ、これまで取り組んできた民営化事業の成果・達成度を把握し、民営化基本方針の総合的な評価を行っております。

また、評価項目によっては、保護者や移管先法人からのアンケート結果を踏まえた、評価も行っております。

そこで、これまでの評価結果を踏まえまして、民営化事業の継続について、一定、事務局（案）を作成いたしました。

その（案）が、お手元に配布をしております「決定事項について（報告）」（案）でございます。

この庁内検討委員会において、検討をお願いしたいと考えておりますのが、「1 検討事項」といたしまして、「民営化事業の継続について」と「新たな民営化基本方針について」でございます。

また、決定をお願いしたいと考えておりますのが、内容といたしまして、「民営化事業は継続すべきと判断すること」、それと「民営化事業の継続にあたっては、留意事項を十分に検討のうえ、新たな民営化基本方針を策定すべきと判断すること」でございます。

この内容で決定していただく理由といたしましては、「3 理由」にございます。

一点目といたしまして、民営化事業を通して、市民にとっては、保育サービスの充実」や「子ども・子育て分野の拡充」などの効果があったこと。

また、二点目といたしまして、事業者（移管先法人）にとっては、「事業規模の拡充」や「創意工夫した独自の保育を普及させる機会が拡大したこと」、さらには、保育サービスを提供する中心的な役割を担う方向性につながるとともに、運営基盤を強化するなどの効果があったこと。

三点目といたしまして、民営化のプロセスについても、一定、課題等の指摘がございますが、概ね、公正・妥当であったと考えられること。

四点目といたしまして、保護者満足度が高いこと。

この四点を大きな理由といたしまして、「民営化事業は継続すべきと判断すること」と併せ、「新たな基本方針を策定すべきと判断する」ということにつきまして、庁内検討委員会として、決定をしていただきたいと考えております。

ただし、これまでの民営化事業につきましては、保護者や移管先法人から、一定、課題等の指摘があるとともに、民営化事業評価に関する報告書におきましても、民営化を進めるにあたってのプロセス、移管条件など、一定、留意しないといけない事項がございます。

その点を踏まえまして、「4 留意事項」といたしまして、民営化事業の継続にあたって、検討しなければならない事項を示しています。

その内容といたしましては、まず、新たな民営化基本方針を策定するにあたっては、今後の公立保育所のあり方でありますとか、私立保育所との役割分担、また、公立保育所の機能と役割、さらには、民営化事業の評価結果や今日的課題等を踏まえた方針を示す必要があるということでございます。

二点目でございますが、民営化を進めるにあたってのプロセス、移管条件など、保護者や移管先法人からの意見や提案を十分に認識し、できる限りの対応策を検討することでございます。

三点目といたしまして、これらの検討にあたっては、庁内検討委員会だけでなく、外部検討委員会からの意見・提案をいただくこと、そして、必要に応じ、関係者からも意見・提案の聴取に努めこととしております。

したがって、これらの決定をしていただいたとしても、すぐにはなく、十分に検討の上、民営化事業を進めるという趣旨の内容となっております。

以上が、別紙「決定事項について（報告）」（案）についての説明でございます。

よろしく、ご審議賜りますよう、お願いいたします。

委員長： 今、事務局から説明がありました。決定事項、いわゆる民営化事業の継続、それと、新たな民営化基本方針、この基本方針については、8か所の民営化をするにあたって、平成18年の1月に市長決定をして、民営化を行うという規定がございます。この8か所の民営化をするにあ

っての基本方針と、今後、公立保育所 10 か所をどういう形で考えるのかということが一番重要だということでございます。

ただ、民営化事業の評価に関する報告書の中でも、保護者にとって、子どもにとって効果があったということ、民営化することによっての、いわゆる財政的な問題、それが子育ての充実に当てられたと、それが移管先法人にとっても、これが一つの刺激になって、良い方向に進んでいくという評価が出ております。

そのことを踏まえて、今後 10 か所の民営化を検討すると、まあ検討するという段階での話になるのですが、留意点としては、前回、民営化の移管方法とか、それと決定方法とか、そのへんでもう少し柔軟なという意見はございます。ある一定、まだ、課題もございますので、その辺をもう一度検討しなければならないと考えております。

そういうことを踏まえて、今後やっていきたいと思うのですが、ここで、方向性と、各委員から検討するにあたってこういうことも留意すべきではないかというご意見等がございましたら、いただきたいと思いません。

委員： 民営化を継続すべきかどうかという点につきましては、報告書でもありましたけれども、ここにも理由でありますけど、僕が感じるのは、保護者アンケートで満足度高いということが、何よりも、僕としましては良い結果になるかなと、それと一番目の全ての子育て家庭への支援に色々な財源活用できたこと、これ紛れもない事実ですんで、この 2 点はやはり、民営化進める上での、まだまだ課題ありますので、ひとつの大きな原因なのかなと。

課題を色々対応していかないといけない、というのは当たり前の世界で、それは十分把握してより良いものを、まあどこまでするかということに関しては、色々検討の中で必要かという議論が進んでいく道ではないかなと考えております。

委員長： この中で今、委員にもありましたように、民営化での保護者の評価が非常に高かったということ、むしろ全面に出した方がと思いますけど、どうですかね。市民の目から見て、民営化はどうだったかというのは一番重要なのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

だから、行政効果があったとか、それは市サイドの問題で、保護者から見て、市民から見て、非常に評価が高いということ、いくのかどうか。

委員： すいません、ちょっと逆の立場の発言になるかもしれませんが、保護者にアンケートをとった結果、満足度が高かったということの中で、ある程度、いわゆる、多少あったけれども満足ですよという積極的な満

足ではなくて、そういう部分もあるのかなという見方はしております。

一定、これだけ財政的な効果が出てきているということの中で、やっぱり、色々な全体的に子育て支援を拡充していかなければならない中で、そこの兼ね合いの中で、ここで止めてしまうのはいかがなものかと、その辺を出す方がいいのかと思います。

それを進めて行く中で支障はないよという意味で、ないと言ったら語弊がありますけれども、支障部分を判断する一つの基準として、アンケートの結果を加えるということでもいいのかと思います。

委員： 行財政改革という概念の中に、市民サービスの向上、経費の節約と二点あるんですが、どちらにおきましても、民営化事業評価の中では、十分に効果を発揮しているというところが出ています。

先ほどから出ています、市民満足度、利用者アンケートになると思うのですが、そこは市民サービスの向上につながった、あるいは保護者にとって良かったという結果の裏打ちかなというふうに考えていますので、その裏打ちについての審査ということにつながっていると理解していますので、今後もこの民営化の結果を踏まえまして、先ほど委員からもありましたが、課題等色々ありますが、十分留意しながら、継続をしていけばいいかなと考えています。

委員長： 市民にとって、サービスの提供者が、おおやけの公であろうが民であろうが、その辺は問わないと、安価で低廉で、色々なサービスが提供されれば、それがベストだと思う。

そういう意味から、民営化もそうだし、指定管理制度もそうですけれども、そういう観点でやるというのがベストだと思うので、何でも、かんでも、おおやけの公で、やらなければならないという時代ではないと思います。

そういう意味からでも、民営化事業というのは、そういう観点からやっていけばいいと考えております。

ただ、一旦、第一回目の18年の茨木市立保育所民営化方針というのが既にあるわけですが、その中には、目的とか、公立保育所の機能とか、役割とか、民営化の考え方等々、選定方法についても、ある大筋はその段階で基本方針の中でもう明記されているということなので、この基本方針を踏まえて、2回目の、進める場合の基本方針をここに肉付けしていくのか、全く方向性を違う方で考えるのかということについても、議論をしないといけないというふうに思います。

年次計画も、基本方針の中には、19年から22年の年次計画、8か所の保育所名も明記してありますので、そういうふうな決定をしております。

すので、後は、それも踏まえてやっていきたいというふうに思っております。やっていきたいというのは、これを踏まえてどうするのかということでもあります。

継続するかについては、今日、決定していただいて、後は、内部だけの議論ではなく、最終評価をまとめた外部委員も交えて、また、色々な意見等を聴取して、もう少し、時間をかけて進めていきたいと思うのですけれども、よろしいですか。

何か、方向性がもう少しというのがあれば、意見を聴きたいのですが、また、各委員から進めるべきであるという意見もいただいておりますので、その方向で進めるということによろしいですか。

それでは、別紙、「決定事項について」のとおり、庁内で検討し、決定しました。

決定にあたって、事務局においてしかるべき手続きを経て、市長に、このような内容で、委庁内検討員会では、決定したという報告をいたしたいと思っております。

その他、今後のスケジュールについて、お願いします。

事務局： 今回の決定事項を踏まえまして、事務局の方で留意事項でありますとか、その辺のまとめをさせていただきまして、外部検討委員会と庁内検討委員会を合同で開催させていただきたいというふうに考えております。

今のところ予定をしておりますのが、10月24日月曜日、午前10時からということで、場所は同じく防災会議室で予定しております。次回、同様のよう形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

その後のスケジュールにつきましては、その状況にもよりますので、また、皆さんと一緒に検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

委員長： ただ今、事務局の方から、今後のスケジュールについて報告がありました。これまでの民営化事業の留意事項を整理して、その内容について、10月24日というのは、外部委員を入れた会議の中で、そのたたき台を示すということによろしいですか。そういう方向で、審議していただいて、今後のスケジュールは、まだ、未定ですけれども、最終、民営化基本方針等のまとめをしたいと考えております。

以上で、本日予定されておりました案件につきましては、全て終了いたしました。これをもちまして、当委員会を終了させていただきます。